

# 許 可 証

住所又は  
所在地 寝屋川市打上新町15番4号

名 称 株式会社寝屋川興業

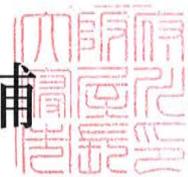
代表者 山口 奈緒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集・運搬業について、次の通り許可する。

取り扱う 廃棄物の種類	一般廃棄物
区 分	収集・運搬
事業区域	寝屋川市内全域
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
許可条件	別紙の通り

令和8年2月25日

寝屋川市長 広瀬 慶輔



## 許 可 条 件

一般廃棄物の収集運搬業を営むに当たっては、寝屋川市一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に確保するため、下記のことを遵守すること。

令和8年2月25日

寝屋川市環境部長

### 記

- 1 業務遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等の関係法令を遵守し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。また、寝屋川市が定める一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する施策及び制度等を遵守するとともに、積極的に協力すること。
- 2 クリーンセンターには、処理困難物、産業廃棄物、他市のごみ等の搬入を行わないこと。また、クリーンセンター内では、ごみの搬入等に係る寝屋川市職員の指示を厳守し、搬入後は速やかに退場すること。ごみ質のチェック等については、寝屋川市職員の指示に従い協力すること。
- 3 一般廃棄物のクリーンセンターへの搬入は、下記の時間帯に行うこと。  
平日 午前5時～午後3時  
土曜 午前5時～正午  
日曜 午前5時～午前9時
- 4 一般廃棄物の収集運搬は登録車で行うこと。また、登録済のコンテナ車の使用が必要な場合は、所定の様式にて事前に申請すること。
- 5 一般廃棄物の収集運搬にあたっては、寝屋川市の許可業者としての自覚を持って紳士的に行動し、トラブル等が生じた場合は自らが責任をもって対処すること。また、車両の運転マナー向上に努め、決して乱暴な運転や、周囲に迷惑をかけることのないよう注意すること。
- 6 寝屋川市が指定するクリーンセンター内の洗車スペースを使用した場合は、使用後に必ず同スペースの清掃を行うこと。
- 7 土曜日、日曜日については、一般廃棄物の搬入・搬出時にクリーンセンターの門の開閉を行うこと。また、年末年始の一般廃棄物の搬入については、別途、市と協議すること。

以 上